

最高人民法院による植物新品種の紛争事件の審理における若干の問題についての解釈

(2001年2月5日最高人民法院公布 2001年2月14日より施行)
法釈 [2001] 5号

植物新品種の紛争事件の法に基づく受理と裁判のために、《中華人民共和國民事訴訟法》《中華人民共和國行政訴訟法》の関係既定に基づき、ここに関連する問題について以下の説明を行なう。

第1条 人民法院が受理する植物新品種の紛争事件には主に以下の内容を含む。

- (1) 植物新品種の育成者権を付与すべきかどうかについての紛争案件。
- (2) 付与した植物新品種の育成者権の無効の宣告又は植物新品種の育成者権の保持についての紛争事件。
- (3) 付与された植物新品種名の変更に関する紛争案件。
- (4) 強制実施権に関する紛争事件
- (5) 強制実施権の使用料に関する紛争案件。
- (6) 植物新品種の出願権に関する紛争事件
- (7) 植物新品種育成者権の権利の帰属に関する紛争事件
- (8) 植物新品種の出願権の譲渡及び植物品種の育成者権の譲渡に関する紛争事件
- (9) 植物新品種の育成者権侵害に関する紛争事件
- (10) 省レベル以上の農業、林業行政管理部門が植物新品種の育成者権侵害について、職権に基づき下した処罰に対して不服とする紛争事件。
- (11) 県レベル以上の農業、林業行政管理部門が、授権品種の偽造について、職権に基づき下した処罰に対して不服とする紛争事件。

第2条 人民法院は、当事者が起こした植物新品種の育成者権にかかわる訴訟事件を審査する際、《中華人民共和國民事訴訟法》第108条及び《中華人民共和國行政訴訟法》第41条に定める民事事件又は行政事件の起訴条件に一致する場合は、全て法に基づき受理しなければならない。

第3条 本解釈第1条(1)から(5)までの事件は、北京第2中級人民法院が第一審の人民法院として審理する。(6)から(11)までの事件は、各省、自治区、直轄市の人民政府所在地の中級人民法院及び、最高人民法院が指定する中級人民法院が第一審の人民法院として審理する。

第4条 侵害行為のあった場所により人民法院の管轄を確定する植物新品種の育成者権侵害の民事事件の場合、その称する権利侵害の行為地は、育成者権の所有者の許可を経ずに、商業目的で当該植物新品種の繁殖材を生産、販売した場所であり、または、当該授権品種の繁殖材を、別の品種を生産する繁殖材に反復的に使用した場所である。

第5条 植物新品種の育成者権を付与すべきかどうかの紛争事件、付与された植物新品種の育成者権無効の宣告または、植物新品種の育成者権の保持に関する紛争事件、付与された育成者権の植物新品種名の変更に関する紛争事件に関しては、行政主管機関の植物新品種再審委員会を被告としなければならない。

強制実施権に関わる紛争事件に関しては、植物新品種審査承認機関を被告としなければならない。強制実施権の使用料に関する紛争事件に関しては、原告が請求する事項及び訴訟を起こした当事者に基づき被告を確定しなければならない。

第 6 条 人民法院が審理する植物新品種の育成者権の紛争事件において、被告が応答期間内に、行政主管機関の植物新品種再審委員会へ植物新品種の育成者権の無効を請求した場合、人民法院は、通常訴訟を中止しない。